

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
電気通信番号委員会（第12回）

1 日時 令和6年11月13日（水）10時00分～10時33分

2 場所 Web会議

3 出席者

（1） 電気通信番号委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、三友 仁志、藤井 威生、森 亮二、矢入 郁子、猿渡 俊介、
山根 香織（以上7名）

（2） 総務省

大村 真一（電気通信事業部長）、五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）

（3） 事務局

平松 寛代（番号企画室長）、中田 五月（番号企画室課長補佐）

4 議題

（1） 電気通信番号計画の一部変更等について

（2） その他

【相田主査】 それでは、皆様、本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会電気通信番号委員会の第12回会合を開催いたします。

本日は、委員の皆様、全員御出席と伺っております。

まず、事務局より、開催に当たって、説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。まずはウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。

本日の会合の傍聴者につきましては、音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において、傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、設定を変更しないようお願いいたします。

また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイク

をミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。

御発言を希望される際は、事前にチャット欄に発言したい旨を全員宛てに書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名していただく方式で進めさせていただきます。

発言する際には、マイクと映像をオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続をお願いいたします。

その他、チャット機能で、随時、全員宛てに連絡いただければ対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

続いて、配付資料の確認となります。議事次第に記載されておりますとおり資料1点となっております。

事務局からは以上です。

【相田主査】 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議題の（１）は、電気通信番号計画の一部変更等についてでございます。

本件は10月2日に総務大臣から、情報通信行政・郵政行政審議会に対して諮問がなされ、10月3日から11月1日までの間、総務省において意見募集を行ったものです。本日は、寄せられた御意見を踏まえて議論を行いたいと思います。

まずは、事務局からの諮問の概要及び意見募集で寄せられた意見等について御説明をお願いいたします。

【平松番号企画室長】 番号企画室の平松でございます。資料に基づきまして、御説明させていただきます。

本日はパブリックコメントでどのような意見が出てきたかということと、それに対する総務省の考え方の案につきまして御議論いただくことが中心ですが、こちらの委員会で変更案について、まだ御説明する機会がなかったもので、簡単に変更案の内容について御説明させていただいてから、パブリックコメントについて御説明差し上げたいと思います。

資料の1ページ目を御覧ください。こちらが今回の電気通信番号計画の変更案の概要でございます。

主に3つの変更内容がございまして、最初の1つ目と2つ目は、令和7年1月末までに公衆交換電話網（PSTN）のIP網への移行に関する関係の見直しでございます。3つ目は、携帯電話番号の枯渇に関するお話でございます。

1つ目は、いわゆるマイグレーションの関係でして、令和7年1月から通信網についてはインターネット・プロトコルを通しまして、直接接続を行うことが原則となっております。この関係で、網間信号接続につきまして、技術的な規定の見直しをさせていただくというところが1つ目でございます。

また、2つ目とも関連するのですが、今回、0120、0800につきましては、番号ポータビリティの義務づけを行う予定としてございます。その関係で番号ポータビリティを実施するためにはENUM方式に技術的に限ることが必要ですので、この0120、0800についてはENUM方式に限るという規定を新しく追記してございます。

また、2つ目でございますが、こちらは固定電話番号等における番号ポータビリティに係る規定の見直しというところでございまして、来年、令和7年1月末からのマイグレーションに伴いまして、固定電話番号の双方向のポータビリティを実施することとなっております。こちらにつきましては、既に番号計画上も義務づけなどはしているのですが、改めてマイグレーションが近くなってまいりまして、全ての場合に、この義務づけを行うかどうかということを改めて精査したところ、必ずしも義務づけを行う必要がない例外、やらなくてもいいような場合もあるのではないかとということがございまして、今回、その例外規定を追加する修正をさせていただきたいと思っております。

また、先ほど頭出しさせていただきましたが、0120、0800につきましては、今回、ポータビリティを義務づけるということにさせていただきたく思っております。こちらについて、番号ポータビリティをやることという条件づけを新しく追加する見直しもさせていただいているところでございます。

最後、3つ目が音声伝送携帯電話番号の開放の関係でございます。

現在の音声伝送携帯電話番号は070、080、090の3つが指定できる状況になっていますが、今、総務省が新しく番号を指定できる残数といたしましては、080、090については全て指定済みでございまして、070が530万番号残っているのみという状況になってございます。最近の指定状況を踏まえますと、数年でこの携帯電話番号070についても枯渇する状況が見られますので、今回の見直しに合わせまして、060を音声伝送携帯電話番号として総務省が指定できるようにするという見直しをするのが、こちらの改正の内容でございます。

施行期日につきましては、1つ目と2つ目はマイグレーションの関係ですので、令和7年2月1日に施行するというようにさせていただいております。3つ目については公布の

日に施行するということで、この日から総務省としては、申請があれば060を指定できる状況にしておくということにさせていただきたいと思っているところでございます。

こちらが番号計画の変更案の主な概要でございまして、それぞれ規定ぶりがどのように変わるかというところを、御覧いただければと思いますけれども、まず、1つ目については、4ページ目を御覧いただきたいのですが、こちらの表の真ん中が現行の規定、右側が改正案という並びになってございます。これは完全に網間信号接続の規定ぶりを見直す規定でございまして、一番上の固定電話番号、音声伝送携帯電話番号については、現行は(1)と(2)というところで、マイグレ前、マイグレ後でというような書き分けをさせていただいてございます。これについて、基本的には(2)のマイグレ後の規定を残した形で規定の改正をさせていただいてございます。

また、付加的役務電話番号については、基本的にインターネット・プロトコルを使用して直接接続する方法というような規定にさせていただきまして、0120、0800についてはENUM方式に限るという規定を入れさせていただいてございます。このほかの電話番号についても、インターネット・プロトコルを使用して、直接接続する方法というような規定にさせていただいているところでございます。

続いて、2番目の番号ポータビリティの関係は、7ページ目を御覧ください。こちらの表についても真ん中が現行の規定、右側が改正案としてございます。

固定電話番号の現行規定については、番号ポータビリティを可能とすることと書いてございまして、例外規定が入ってございません。このところについて、右側の改正案では、2つ目のポツの「ただし」というところで、技術的な困難性ですとか利用者への影響、そのほかの事情を勘案して総務大臣が特に認める場合を除くというような規定を入れさせていただいているところでございます。

この点、個別の例外としては、一度メタルのポートからアウトしたものをもう一度ポートインすることは技術的に困難であり、また、今後メタルが縮小する中で、そのような対応を行うことは適切ではないことから、例外として認める場合と想定しているほか、利用者がそもそもポータビリティを念頭に置いていないような公衆電話ですとか臨時電話について、番号ポータビリティの義務づけの例外にするということを想定しているところでございます。

また、付加的役務電話番号については、0120、0800に限りまして、ポータビリティが可能であることという条件づけをさせていただくところでございます。

続きまして、3 番目の音声伝送携帯電話番号の開放でございますけれども、こちらについては10 ページ目が規定ぶりでございます。基本的に番号の使用条件とか、そういったものには変更はございませんで、一番上の番号の構成において、現在070、080、090のみを規定しているところに060を追加する改正案とさせていただきます。

以上が今回パブリックコメントさせていただきました番号計画の変更案でございます。

それでは、続きまして本題で、パブリックコメントの内容について御説明させていただきますと思います。

資料の35 ページ目を御覧ください。こちらは先ほど相田主査から御説明いただきましたとおり、今年の10月3日から11月1日まで、パブリックコメントを実施させていただきました。

結果といたしましては、10 者の方から御意見を頂戴しているところでございまして、個人の方から7 名、事業者、事業者団体から3 者、御意見を頂戴しているところでございます。

36 ページ目以降が、具体的な提出意見と、これに対する総務省としての考え方案でございます。内容を御説明差し上げたいと思います。

意見の内容は、060の開放に関する御意見が主でございましたので、その御意見から順番に御説明させていただきます。

まず、意見の1 目でございます。こちらは個人の方ですが、「070が想定時期より早期の枯渇というところであるが、既に割当がある090、080を含めて、音声機能のないデータ通信のみの契約回線にまだ相当数これらの番号の割当があるものと推測されます。電話番号の有効利用の点から、これらの番号を060番号の割当前に020番号に移行させることが望ましいと考えます。」という御意見を頂戴しております。

こちらについては、御指摘の点、そのとおりというところもございまして、総務省としても、060が枯渇するという前の話として、電話番号の有効活用の観点から、データ伝送に使われているような場合については、近年では0200という番号を新たに創設いたしまして、こちらに移行することを進めているところでございます。

そこで、考え方案といたしましては、そのような移行を進めているということと、詳細については、総務省のホームページに詳しく書いてございますので、その御案内をさせていただいているところでございます。

ただ一方で、このような移行を進めることで、実際に0200の増加率は音声伝送携帯電話番号の増加率よりも高くなっていますけれども、足元見ますと、音声伝送携帯電話番号が

増加して枯渇するスピードのほうが速いというところがございますので、今回、指定残数の状況を踏まえて、０６０を開放させていただきたいと思っております。

ただ、おっしゃるとおり、このデータ伝送携帯電話番号の移行を進めるのは引き続き重要だと思っております、番号の有効利用に努めるべきと考えますというような考え方の案にさせていただいているところでございます。

続きまして、意見の２でございます。こちら個人の方からの御意見でございます。

こちらについては０６０番号の音声伝送携帯電話番号への開放については賛同いたしますという御意見を頂戴しております。また、「固定電話番号のＬＮＰ、これはポータビリティが実現することで、モバイルのＭＮＰと同様、競争が起きて利用者の選択肢が増えることを願っています。また、０６０についても将来的には逼迫する可能性があるので、逼迫しないように適切に割当を可能とすることが必要と考えます。」という御意見でございます。

こちらについては、０６０の開放と固定電話番号のポータビリティに関する規定の見直しについて、賛同の御意見として承りたいと考えているところでございます。

続きまして、意見の３つ目でございます。こちら個人の方からの御意見でございます、０６０を今回、携帯電話番号として開放するのですが、「大阪の市外局番が０６となっておりまして、これと混同されやすく、間違い電話や詐欺電話を誘発するおそれがあるから、まずは０４０を使うべきである。」という御意見でございます。

回答案といたしましては、「今回の０６０の開放については、現行の０７０、０８０、０９０と隣接していることから、情報通信審議会の答申で、０６０を将来的に携帯電話番号として使用することを見据えて留保していくことが適当とされておりました。この答申を踏まえて、今般、０６０について開放するものでございます。こういった混乱を招かないように周知することは重要ですので、０６０番号の利用開始に向けては、関係事業者と連携し、事業者の混乱を招かないよう周知に努めます。」とさせていただいているところでございます。

続いて、意見の４つ目、こちら個人の方からでございます。

「本件に関して、０６０の番号開放には賛成です。」という御意見を頂戴しております。このほか、「具体的に０６０もいずれは枯渇してしまうので、こんな割当が良いのではないか。」という御提案を幾つかいただいているところでございます。

これについては、考え方の案といたしまして、まずは０６０の開放については賛同の御意見として承りたいと考えてございます。

ただ、4番目に、将来的にデータ伝送については060にまとめるという御提案いただいているのですが、先ほどの意見の1つ目とも同じですけれども、基本的にデータ伝送役務について、0200から始まる番号に移行することを進めているところでございまして、これについて御紹介をさせていただいてございます。また、総務省のホームページについても参照の御案内をさせていただいているところでございます。

続きまして、意見の5、こちらはNTTドコモさんからの御意見でございます。

「060番号の開放は利用者利便の向上に資するものであり、見直しの方向について賛同いたします。一方で、実際のお客様への提供開始時期については、携帯電話事業者のみならず、固定電話事業者においても設備対応が必要となるため、音声伝送役務を提供する事業者全体の対応可能時期を踏まえて決定する必要があると考えます。」という御意見でございます。

こちらについては、まず060については賛同の御意見として承りたいと思っております。

また、060番号の利用開始については、御指摘のとおり、関係する事業者における対応にかかる期間を踏まえて検討する必要があると考えてございまして、そのような回答案とさせていただいているところでございます。

続いて、意見の6でございます。こちらは一般社団法人テレコムサービス協会さんからの御意見でございます。

1つ目の段落に書かれてございますのは、「最近では、携帯電話番号については、携帯電話サービスだけではなく、様々なサービスが事業者によって提供されているので、今回の060番号帯の追加も一定の影響があるのではないかと考えているとのこと。については、「総務省において規定の見直しを番号指定事業者に対して、最初に060番号の指定がなされた際には広く周知いただくことを要望いたします。また、最初に060の指定を受けた事業者には、当該番号の利用開始まで十分な猶予を確保した上で、自らまたは業界団体などを通じて060番号の利用開始時期を広く周知いただくことが円滑な導入を図る観点から求められるものと考えます。」という御意見を頂戴してございます。

まず、1つ目の件につきましては、御指摘のとおり、現状、音声伝送携帯電話番号は様々なサービス提供事業者にご利用されてございまして、こうした利用への影響も認識した上で、060番号の利用開始に向けて、関係する事業者と連携して周知に努めてまいりたいと思っております。

ただ、テレサ協さんからいただいている060が初めて指定された場合には、広く周知してほしいということですが、実際に総務省から060を指定することと、それがいつ実際の一般利用者の方に使われるようになるかというのは別のお話かと思ってございます。この周知については、利用者の分かりやすさという観点からは、番号を指定した旨を周知するのではなくて、060番号が実際に利用できる時期、利用開始時期について周知することを現在想定して準備を進めているところでございます。また、この際には、御指摘のとおり、実際の利用開始時期まで一定の期間確保した上で周知を行うことを予定してございまして、そのように回答とさせていただいているところでございます。

続きまして、意見の7、こちらは楽天モバイルさんからの御意見でございます。

「060番号は詐欺などの問題になった050番号と隣り合う番号であることから、社会的影響が非常に大きいものと認識しております。なので、今回060番号が追加されるに当たり、通信会社としてもユーザー周知の努力をいたしますが、総務省においても広く国民に対して周知徹底に御助力いただけますと幸いです。」という御意見を頂戴してございます。

利用者の方に周知する必要性というのはそのとおりでございますので、「060番号の利用開始に向けて関係する事業者と連携して周知に努めてまいります。」という回答にさせていただいているところでございます。

以上が060に関する御意見でございました。

続きまして2番目、その他というところで3点御意見出ておりましたので、その点について御説明させていただきます。

まず、意見の8でございます。

まず、「ワイヤレス固定電話の携帯電話網としての電話番号は、番号ポータビリティの対象外でしょうか。」というところで、ワイヤレス固定電話の携帯電話番号としては、恐らく携帯電話番号について御質問いただいているところでございます。

こちらについては、ワイヤレス固定電話について提供しているのは、いわゆるユニバーサルサービス提供の義務を負っている事業者でございまして、現状でいうとNTT東西さんが提供されてまいります。こちらについては、自分たちの設備がない地域について、携帯電話の網を使って、ワイヤレスを使って固定電話サービスを提供しているところで、一般の利用者の方々については固定電話しか見えない状況になってございまして、携帯電話番号については、NTT東西さんが裏番号として使っているという状況になってございます。このため「ワイヤレス固定電話を提供する事業者、こちらはNTT東西さんが音声伝送携帯

電話を使用するのであって、番号ポータビリティの活用については、この事業者の判断になります。」というような回答をさせていただいているところでございます。

続きまして、意見の9でございます。こちらは告示4ページの改正前の欄の「13略」は「13同左」の誤りというものでございまして、こちらは御意見のとおり、御用意させていただいた新旧対照表の記載ミスで「同左」が正しいものでございます。

ただ、こちら今回変更案に関係するところではございませんので、修正の有無については、なしとさせていただきたいと思っているところでございます。

また、告示の5ページのデータ伝送携帯電話番号に係る規定の改正の理由について御質問ございまして、こちらについては第一種指定電気通信設備を介さず、直接接続することができるので、今回、「第一種指定電気通信設備との間で」という部分を削除したという理由を示しているところでございます。

最後、意見の10でございます。こちらも御質問ございまして、今回の計画変更によって、既に番号使用計画の認定を受けている事業者は、施行日までに変更申請をして、認定を受ける必要があるのかどうかというような御質問をいただいているところでございます。

こちらについては、一般的な回答といたしまして、現在、作成している電気通信番号使用計画が変更後の計画の規定を満たしていない場合については、施行日までに認定を受ける必要がありますので、そのような回答とさせていただいているところでございます。

以上がパブリックコメントの内容でございまして、内容の結果、もともとパブリックコメントさせていただいた変更案から、主に変更するようなことはないと事務局としては考えているところでございます。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見ございます方は、先ほど事務局からございましたように、チャット欄に記入いただければ、私のほうから順に指名させていただきますし、それが難しいようでしたら、マイクを直接オンにさせていただいても結構でございます。

それでは、猿渡先生、お願いいたします。

【猿渡委員】 大阪大学の猿渡です。どうも説明ありがとうございました。

意見と、それに対する考え方に関しては、全く異論がありません。意見と考え方作成ありがとうございました。

単なるこれは個人的な興味で聞くのですが。音声電話用に14桁の番号を使うというのは技術的に可能なんですか。020では、データ用だと、もう14桁のやつを使っていて、じゃあ、例えば、音声用で060を14桁で使うことというのは技術的に可能であったのかどうか、もし分ければよいので教えていただけるとありがたいです。

以上です。

【相田主査】 お願いできますか。

【平松番号企画室長】 御質問どうもありがとうございます。また、パブコメの案についても御賛同いただきまして、どうもありがとうございます。

御質問の件ですが、いわゆる先生がおっしゃっているのは桁増しの話かと思ってございます。桁増しの話は、過去にもこの情報通信審議会で060を留保するという答申が出た経緯の中でも議論としては出てございまして、技術的にはできることだとは考えてございます。

ただ一方で、桁増しをするほうが、事業者さんにおけるコストの点では負担が多いというようなお話もございまして、桁増しはせずに060になったと認識してございます。

今後、060が将来的に枯渇していったら、新たな番号を音声伝送携帯電話番号用に指定しなければいけないかどうかという検討をしなければいけないと思っておりますが、そのときにも新しく違う番号を指定するのか、あるいは現在、先生がおっしゃっていただいたような桁増しをするのかどうかということも含めて検討する必要があるかなと考えているところでございます。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。

私からもちょっと補足させていただきますと、いわゆるPSTNの交換機が使われていた時代には、PSTNの交換機がどこまでの桁数に対応しているのかという問題がございました。PSTNがIP網にマイグレされますので、その問題はあまりなくなったかと思いますが、先ほどのパブコメにありましたとおり、携帯電話の番号というのはいろんなところにありまして、それこそ銀行等に登録している口座番号をウェブ上で入力するときの桁数が足りるかというようなことが、現在の携帯電話の11桁化のときにも問題になったんですけれども、通信事業の外でもって、そういう電話番号の登録箇所、そんな桁数が14桁に対応しているのかということが大きな問題となる可能性がありますので、もし本当に14桁と言わずに12桁に桁増する場合であったとしても、世の中で、どこでそういう携帯

電話番号が用いられているのか、その入力桁数が足りているのかとかというようなことに
関して、十分調査、準備期間を置いてからやる必要があるのかなと思っております。

猿渡先生、よろしいでしょうか。

【猿渡委員】 大変よく分かり、勉強になりました。ありがとうございました。

【相田主査】 では、続きまして、藤井先生、お願いいたします。

【藤井委員】 藤井でございます。今回の回答方針などについては賛同いたします。

1点、確認させていただきたいのは、060番号の実際に使われ始める時期についての質問が結構出ていたかと思うのですが、今の予測だとどの程度になりそうかとかという見込みというのはあるのでしょうか。逆に事業者はその辺りを知りたがっているのかと思いましたが、既に情報交換されていると思ってよろしいですか。

【相田主査】 では、事務局、お願いいたします。

【平松番号企画室長】 藤井先生、御質問どうもありがとうございます。

実際の利用提供開始時期については、現在関係事業者と総務省のほうで調整してございまして、まだ明確には決まっておりますので、現時点では公表はしてございません。ただ、そう遠くない時期に、いつぐらいのめどで、このぐらいの時期から開始できますよというような公表をさせていただくことを想定して、今準備しているところでございます。

そういった時期がある程度明らかになりましたら、多くの事業者さんも準備しやすくなるのかなと思っているところでございます。

【藤井委員】 ありがとうございます。時期が分かると対応できるところが増えてくるのではないかと思いますし、また、一般の事業者も、さっき相田先生おっしゃっていたように、番号を使っている可能性あるかと思いますので、そういうところに対する周知も必要かと思いましたので、よろしくお願いします。

【平松番号企画室長】 ありがとうございます。

【相田主査】 山根先生、お願いいたします。

【山根委員】 1点だけ。素人の質問ですけれども、番号の有効利用のためにデータ伝送は0200を使うようにと促しているという御説明だったと思いますが、強制力はないわけですね。そうすると、どの程度の効果というか、進め方になっているのかなというのを伺えればと思いました。お願いします。

【相田主査】 お願いいたします。

【平松番号企画室長】 山根先生、御質問どうもありがとうございます。

おっしゃるとおり、番号計画は、新たにデータ伝送に使用する場合には０７０、０８０、０９０といったものは、もう使用しないでくださいというような強制力はかかってございます。

ただ、０２００ができる前の方々と、既にもうお使いの方々がいらっしゃると思うんですけども、そういった方々は端末のＳＩＭに既にその番号が入っている状態なので、それを無理やりやめさせるというのは、その方々の端末を、ＳＩＭを抜いて行う必要があるということで、それはかなり乱暴なやり方になるので、そういったサービスの中止であるとか設備の更改に合わせて随時やめていただくという関係になっているところでございます。このため、すぐに数年で完全に移行するというよりは、ちょっと長期的に見る必要があるかなと思ってございまして、その点は携帯電話事業者さんと連携しながら、現在、進めているところでございます。

以上です。

【山根委員】 ありがとうございました。

【相田主査】 それでは、寄せられた意見に対する考え方について、特に修正の御提案はなかったと思いますので、今後開催予定の電気通信事業部会には、先ほど御紹介いただきました当委員会の検討結果として、報告書（案）のとおり報告することとしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【相田主査】 それでは、そのように進めさせていただきたいと思っております。

では、議題２、その他ということで、事務局のほうからでございますでしょうか。

【平松番号企画室長】 事務局でございます。本日はお忙しいところ御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

先ほど相田先生から御説明いただきましたが、本件については、今後、電気通信事業部会に報告いたしまして、御審議いただく予定となっております。

事務局からは以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。

以上で事務局に御用意いただいた議事は終了いたしましたけれども、全体を通じまして、御発言の御希望ございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会電

気通信番号委員会の第12回会合を閉会させていただきます。皆様、お忙しい中、御出席いただき、御対応いただきましてありがとうございました。